

令和6年6月市議会定例会提出予定議案等一覧

1 提出予定議案 合計7件

内訳: 予算案 1件 (補正 1件)
 条例案 2件 (改正 2件)
 一般議案 1件
 専決承認案 3件 (条例 3件)

議案番号	議案名	所属課	区分
議案第29号	令和6年度越前市一般会計補正予算(第1号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第30号	越前市附属機関設置条例の一部改正について	人事・法制課	条例案(改正)
議案第31号	越前市市税賦課徴収条例の一部改正について	税務課	条例案(改正)
議案第32号	越前市と南越前町との新斎場整備事業に係る連携協約の締結に関する協議について	窓口サービス課	一般議案
議案第33号	専決処分の承認を求めることについて (越前市市税賦課徴収条例の一部改正について)	税務課	専決承認案(条例)
議案第34号	専決処分の承認を求めることについて (越前市都市計画税条例の一部改正について)	税務課	専決承認案(条例)
議案第35号	専決処分の承認を求めることについて (越前市国民健康保険税条例の一部改正について)	窓口サービス課	専決承認案(条例)

-1-

2 報告等案件 10件

報告番号	報告名	所属課
報告第1号	令和5年度越前市一般会計継続費通次繰越しの報告について	財務企画課
報告第2号	令和5年度越前市一般会計繰越明許費繰越しの報告について	財務企画課
報告第3号	令和5年度越前市一般会計事故繰越しの報告について	財務企画課
報告第4号	令和5年度越前市水道事業会計予算繰越しの報告について	上下水道課
報告第5号	令和5年度越前市下水道事業会計予算継続費通次繰越しの報告について	上下水道課
報告第6号	令和5年度越前市下水道事業会計予算繰越しの報告について	上下水道課
報告第7号	賃貸借契約の変更の報告について	環境政策課
報告第8号	専決処分の報告について(損害の賠償について)	窓口サービス課
報告第9号	専決処分の報告について(損害の賠償について)	都市整備課
報告第10号	公益財団法人越前市文化振興・施設管理事業団の経営状況を説明する書類の提出について	人事・法制課

-2-

条例案 2件(改正2件)

議案第30号 越前市附属機関設置条例の一部改正について

概要	附属機関の名称及び担当事務を変更するため所要の改正を行うもの		
主な内容	1 市行財政構造改革推進委員会の名称及び担当事務の変更		
		現行	変更後
	名称	越前市行財政構造改革推進委員会	越前市政システム改革推進委員会
	担当事務	越前市行財政構造改革プログラムに関する調査審議	行財政構造改革等の推進に関する調査審議
	2 市水道料金協議会の名称及び担当事務の変更		
		現行	変更後
施行期日	公布の日		
	所属課		

議案第31号 越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

概要	法律の改正に伴い所要の改正を行うもの		
主な内容	1 改正する規定		
	越前市市税賦課徴収条例第56条		
	・・・学校法人等に無料で使用させている土地、家屋等に係る固定資産税の非課税措置を受ける場合の申告手続を定める規定		
	2 改正の内容		
	私立学校法の規定(※)が改正され、条項ずれが生じたことから、これを解消するもの		
	※「学校法人等」の1つである、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人(いわゆる「準学校法人」)を定める規定		
施行期日	(現 行) 私立学校法第64条第4項 (改正後) 私立学校法第152条第5項		
	令和7年4月1日(一部を除く)		
所属課	税務課		

一般議案 1件

議案第32号 越前市と南越前町との新斎場整備事業に係る連携協約の締結に関する協議について

概要	越前市と南越前町との新斎場整備事業に係る連携協約の締結に関する協議について、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるもの		
主な内容	1 新斎場整備事業 ・老朽化した両市町の斎場を集約し、コスト低減を図るもの		
	2 連携協約の内容 ・基本方針、両市町の役割分担、新斎場建設位置及び費用負担等を定めるもの		
	基本方針	越前市及び南越前町が相互に役割を分担して連携を図る。	
	主な役割分担	越前市は、新斎場建設工事、越前市斎場解体工事等に取り組む。 南越前町は、南越前町今庄斎場解体工事等に取り組む。	
	新斎場建設位置	越前市春日野町第105号11番地（現越前市斎場と同位置）	
	新斎場整備事業に係る費用負担	令和2年度国勢調査人口により按分	
	3 参考／連携協約締結後のスケジュール 令和6年度 公募型プロポーザルによる火葬炉設備選定及び基本設計業務の業者選定 令和7年度 実施設計 令和8～10年度 新斎場建設 令和11年度 現斎場解体 ※新斎場の供用開始（令和11年3月予定）までに、南越前町の住民に同斎場を使用させることに関する議決が必要		
所属課	窓口サービス課		

専決承認案 3件(条例3件)

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(越前市市税賦課徴収条例の一部改正について)

概要	地方税法の改正に伴い所要の改正を行うもの		
主な内容	1 定額減税 ・令和6年度分の個人の市民税の所得割額から本人、配偶者を含む扶養親族1人当たり1万円を減税するもの		
	2 雑損控除の特例の創設 ・令和6年能登半島地震災害により生じた資産損失について、令和6年度分(※現行では、令和7年度分)の個人の市民税の雑損控除の適用とすることができる特例を設けるもの		
	3 区分所有の認定長期優良住宅に係る固定資産税の軽減措置の手續の簡素化 ・区分所有の認定長期優良住宅について、区分所有者から軽減の申告書の提出が無い場合であっても、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があった場合は、固定資産税の軽減措置(※)の対象とするもの ※認定長期優良住宅に係る固定資産税の軽減措置 新築後5年間、固定資産税を半額とするもの		
	4 ウォーカブル推進税制に係る固定資産税の税率の設定 ・都市再生整備計画に定める滞在快適性等向上区域内に、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりに資する施設等を官民一体となって整備した場合に、これらの施設等に係る固定資産税の課税標準額を、5年間、2分の1に軽減するもの		
施行期日	令和6年4月1日		
所属課	税務課		

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(越前市都市計画税条例の一部改正について)

概要	地方税法の改正に伴い所要の改正を行うもの
主な内容	ウォークアブル推進税制に係る都市計画税の税率の設定 ・都市再生整備計画に定める滞在快適性等向上区域内に、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりに資する施設等を官民一体となって整備した場合に、これらの施設等に係る都市計画税の課税標準額を、5年間、2分の1に軽減するもの
施行期日	令和6年4月1日
所属課	税務課

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(越前市国民健康保険税条例の一部改正について)

概要	地方税法の改正に伴い所要の改正を行うもの																							
主な内容	1 国民健康保険税の賦課限度額の引上げ ・後期高齢者支援金分を22万円から24万円に引き上げ、被保険者間の税負担の公平の確保を図るもの																							
	<table><tr><th rowspan="2">算定区分</th><th colspan="3">賦課限度額</th></tr><tr><th>現行</th><th>改正後</th><th>引上げ額</th></tr><tr><td>医療分(基礎課税分)(全被保険者)</td><td>65万円</td><td>65万円</td><td>0円</td></tr><tr><td>後期高齢者支援金分(全被保険者)</td><td>22万円</td><td>24万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>介護納付金分(40～64歳の被保険者)</td><td>17万円</td><td>17万円</td><td>0円</td></tr><tr><td>合計</td><td>104万円</td><td>106万円</td><td>2万円</td></tr></table>	算定区分	賦課限度額			現行	改正後	引上げ額	医療分(基礎課税分)(全被保険者)	65万円	65万円	0円	後期高齢者支援金分(全被保険者)	22万円	24万円	2万円	介護納付金分(40～64歳の被保険者)	17万円	17万円	0円	合計	104万円	106万円	2万円
	算定区分		賦課限度額																					
		現行	改正後	引上げ額																				
	医療分(基礎課税分)(全被保険者)	65万円	65万円	0円																				
	後期高齢者支援金分(全被保険者)	22万円	24万円	2万円																				
	介護納付金分(40～64歳の被保険者)	17万円	17万円	0円																				
	合計	104万円	106万円	2万円																				
	2 国民健康保険税(均等割額及び平等割額)の軽減対象世帯の拡大 ・軽減の対象となる世帯を拡大し、負担軽減を図るもの																							
	<table><tr><th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="3">軽減判定所得</th></tr><tr><th>現行</th><th>改正後</th><th>引上げ額</th></tr><tr><td>5割</td><td>29万円</td><td>29万5千円</td><td>5千円</td></tr><tr><td>2割</td><td>53万5千円</td><td>54万5千円</td><td>1万円</td></tr></table>	軽減割合	軽減判定所得			現行	改正後	引上げ額	5割	29万円	29万5千円	5千円	2割	53万5千円	54万5千円	1万円								
軽減割合	軽減判定所得																							
	現行	改正後	引上げ額																					
5割	29万円	29万5千円	5千円																					
2割	53万5千円	54万5千円	1万円																					
施行期日	令和6年4月1日																							
所属課	窓口サービス課																							

報告案件に係る説明資料

報告第7号 賃貸借契約の変更の報告について

概要	議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第2条の規定により報告した賃貸借契約を変更したもの														
主な内容	1 契約の名称 越前市 LED 照明器具リース業務 2 契約の相手方 三井住友ファイナンス&リース株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目3番2号) 3 契約(賃貸借)の期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで 4 LED照明器具の取替対象施設 29施設(エコビレッジ交流センター、金華山グリーンランド等) 5 契約日 当初契約 令和5年6月7日 変更契約 令和6年3月21日 6 変更の理由 リースするLED照明器具の灯数の減少 7 変更の内容 <table><tr><td></td><td>当初契約</td><td>変更後契約</td><td>増減</td></tr><tr><td>リース灯数</td><td>11,086灯</td><td>9,382灯</td><td>△1,704灯</td></tr><tr><td>契約金額(税込)</td><td>158,690,400円</td><td>142,876,800円</td><td>△15,813,600円</td></tr></table>				当初契約	変更後契約	増減	リース灯数	11,086灯	9,382灯	△1,704灯	契約金額(税込)	158,690,400円	142,876,800円	△15,813,600円
	当初契約	変更後契約	増減												
リース灯数	11,086灯	9,382灯	△1,704灯												
契約金額(税込)	158,690,400円	142,876,800円	△15,813,600円												
所属課	環境政策課														